

運転免許証の再交付申請手続きについて

○運転免許証を紛失又は盗難に遭った方は、最寄りの警察署か交番もしくは駐在所に届出をしてください。

○運転免許証の再交付を受けるまでは、自動車の運転はできませんのでご注意ください。

手続きできる 場合	○運転免許証をなくしたとき ○運転免許証を汚損、破損したとき ○住所変更等、免許証の記載事項を変更したとき ○運転免許証の「条件」を新たに付与したり、変更したとき ○運転免許証の写真を変更するとき	
手続き場所	運転免許センター	警察署 又は二ツ井、矢島、にかほ、美郷、増田、羽後の各交番
受付時間等	月曜日から金曜日（平日のみ）	
	※土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続きができません。	
	午前 8 : 30 ~ 11 : 00 午後 1 : 00 ~ 3 : 00	午前 8 : 30 ~ 12 : 00 午後 1 : 00 ~ 4 : 00
		※秋田市内 3 署（秋田中央署・秋田臨港署・秋田東署）では手続きができませんので秋田市にお住まいの方は 運転免許センターで手続きをして下さい。
交 付	即日交付（1時間30分程度）	後日交付（約 2 週間後）
必要なもの	○ 申請用写真 1 枚 （申請前 6 か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のもの、サイズは縦 3 cm×横 2 . 4 cm） ○ 本人確認ができる書類 （マイナンバーカード、保険証、パスポート等） ○ 汚損、破損、記載事項変更等、免許証をお持ちの場合は、その運転免許証	
	※ 運転免許センターでは本人を直接撮影して免許証を作成しますが、持参した写真で免許証を作成することもできますので、希望する場合は係に申し出てください。 （写真の詳細については、 <u>写真の基準</u> を参照してください。）	※ 警察署で手続きをされる方は、申請用写真で免許証を作成しますので、明るく、鮮明な写真を持参してください。 （写真の詳細については <u>写真の基準</u> を参照してください。）
	【再交付と同時に住所変更等、免許証の記載事項の変更を行う場合】 <u>記載事項変更のページ</u> を参照してください。	
手数料	再交付手数料 2, 2 5 0 円	
その他	○ 再交付後に、なくした免許証が見つかった場合は、直ちに運転免許センター又は警察署、交番、駐在所に見つかった免許証を提出してください。 ○ 更新期間に入っている方は、更新手続きと同時に再交付手続きをすることができます。 ※ 詳細については、<u>更新手続きのページ</u>を参照してください。	

お問い合わせ先
 運転免許センター TEL 018-824-3738
 または最寄りの警察署（免許受付）まで